

公益信託 上野高子看護学生奨学基金
平成 30 年度 奨学生募集要項

1. 奨学生の資格 * 右記の事項すべてに該当する者	(1) 岐阜県内の看護師・准看護師学校養成所(高等学校、自衛隊岐阜病院准看護師養成所、助産師課程は除く。以下、「看護学校」という。)に在籍する学生、生徒 但し、平成 30 年 4 月 1 日基準で満 35 歳以下の者 (2) 向学心に富み、かつ、成業の見込みがある者 (3) 学業、人物ともに優秀であり、品行方正な者 (4) 経済的理由により、十分な教育環境に恵まれていないと認められる者 (5) 将来、岐阜県内での就業を希望している者 (6) 在籍学校の推薦を受けることができること
2. 奨学金の額	月額 30,000 円を給与 (返済の必要はありません)
3. 給付時期・方法	(1) 給付時期: 毎年度 4,10 月の各月を給付月とし、以降の 6 ヶ月分に相当する金額を給付します。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の 4 月以降未給付の給付月分を、初回給付月に加算して給付します。 (2) 給付方法: 奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。
4. 給付期間	奨学生が在籍する学校の正規の最短修業期間とし、中途より給付の場合はその残りの修業期間を限度とします。なお、奨学生が休学又は長期欠席したとき等、奨学生としての資格を失った時は、奨学金の給付を休止、停止或いは廃止します。
5. 選出奨学生数(予定)	岐阜県内の看護学校長より推薦された全ての申請者の中から 全学年合計で 6 名
6. 申請手続	<ul style="list-style-type: none"> 在籍する看護学校長の推薦を受けることのできる申請者は、①奨学金給付申請書、②前年度の学業成績及び保護者の収入状況を証明する書類を在籍する看護学校を経由して受託者に提出する。 応募期間: <u>平成 30 年 4 月 2 日(月) ~ 平成 30 年 5 月 31 日(木)</u> (当日の消印有効) 申請書は下記照会先記載の URL からダウンロードして下さい (お電話でのご請求も承ります)。 なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。 申請書類の提出先: 下記提出先あてに郵送
7. 奨学生の選考・決定及び通知	(1) 選考方法: 各校より推薦された奨学金給付申請書類(前記 6.-①、②)を運営委員会に付議し、その選考と勧告に基づき奨学生を決定します。 (2) 決定通知: 平成 30 年 7 月頃に、選考結果を学校長を経由して申請者に通知します。
8. 生活状況報告書の提出	奨学生は、毎学年終了後看護学校の校長を経由して所定の「生活状況報告書」を受託者に対し、遅滞なく提出しなければなりません。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
上野高子看護学生奨学基金 申請口
TEL 03-5232-8910 (受付: 平日 9 時~17 時) FAX 03-5232-8919
申請書掲載URL <http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>